

受益者負担金の徴収猶予・減免制度

【徴収猶予基準】（抜粋）

猶予該当事項	要件	猶予期間
受益土地が農地の場合	介在農地	3年以内
	介在農地以外の農地	宅地化するまで
市街化区域外で個人所有の居住用以外の土地	排水設備の設置を要しない土地	公共汚水マスを設置するまで
災害や火災により被害を受けた場合	公の罹災証明を得られるもの	1～3年
納税義務者又は生計を一にする親族の、病気又は負傷	療養期間が1年以上で医師の診断書を得られる場合	1～2年
所有権等を争っている係争地		係争事由解決まで

【減免基準】（抜粋）

減免該当事項	要件	減免率
私有道路及び水路	固定資産税の現況地目が、公衆用道路、私道又は水路となっている土地	100%
公共の用に供する設定契約がなされている土地	公衆用道路、公園、水路、遊園地等の目的となっている土地	100%
町内会所有の施設	消防関係	100%
	公民館、集会場、公園	75%
宗教法人の所有する土地	境内地	50%
	墓地	100%
社会福祉施設	社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設用地	75%
学校用地	小学校、中学校、高校、高専、大学、特別支援学校、幼稚園	75%
生活保護法による生活扶助を受けている者		100%

※ 記載事項以外であっても、徴収猶予・減免に該当する場合がありますので、下水道課までおたずね下さい。